

2014 年 11 月 21 日 現在

熱海市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

あたたかく たのしく みんなで子育て あたみ

平成 27 年 3 月

熱海市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の位置づけ	3
第2章 熱海市の現状と課題	4
1. 市勢	4
2. 統計資料からみた現状	5
3. アンケート調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ	16
第3章 熱海市次世代育成支援行動計画後期計画の検証	23
第4章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本方針	24
3. 教育・保育提供区域の設定	26
第5章 施策の展開	29
1. 幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み及び提供体制の整備	29
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備	33
3. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	44
4. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	45
5. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	49
6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	49
7. その他の子育て支援事業（次世代育成支援行動計画を引き継ぐもの等）	50
第6章 計画の推進に向けて	56
1. 計画の周知	56
2. 計画の推進体制	56
3. 進捗状況の評価・進捗把握	56
参考資料	57
1. 熱海市子ども・子育て支援事業計画策定経過	57
2. 熱海市子ども子育て会議条例	58
3. 熱海市子ども子育て支援事業計画策定委員名簿	59

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の平成25年の18歳以下の人口は約2,120万人で、総人口の16.65%を占めています。そのうち、約631万人が0～5歳の就学前児童です（「人口推計」より/基準日は10月1日）。

子育ては昔から行われてきましたが、女性の社会進出に対する考え方の変化や核家族の増加、地域のつながりの希薄化、共働きの増加など、子どもを取り巻く環境は時代にあわせて変化してきました。そのため、子育てをする親のニーズも刻々と変化・多様化しており、近年では保育施設の不足、待機児童の増加などが大きな問題となっています。

このような状況の中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。その後、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始される予定となりました。この新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任があるという考えのもと、【質の高い幼児期の学校教育・保育】、【家庭や地域での子育て力の向上】、【待機児童の解消】を目指して創設されたものです。また、「子ども・子育て関連3法」の1つである「子ども・子育て支援法」において、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援するために、市町村は実施主体として、地域のニーズにあった事業計画を策定することが求められています。

また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の改正と10年間の延長（平成37年3月31日まで）が決定しました。

本市においては、平成17年3月に「熱海市次世代育成支援行動計画前期計画」を、また、平成22年3月には「熱海市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、「あたたかく たのしく みんなで子育て あたみ」の基本理念のもと、「あたたかいサポート」、「たのしく育ち、育てる子どもたち」、「みんなで、地域で、まちづくり」の3つの基本方針を掲げ、子育て支援施策を展開してきました。今後は、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度のもとで、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、ここに、5年間を一期とする「熱海市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【子ども子育て関連3法】

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法 の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法・第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定と、次世代育成支援対策推進法・第3条（基本理念）を踏まえ、同法第8条の規定に基づきすべての子どもと子育て家庭を対象に本市が今後、推進していく施策の目標や方向性を定めたものです。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法から抜粋】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、目標年度を平成31年度とする5カ年計画です。

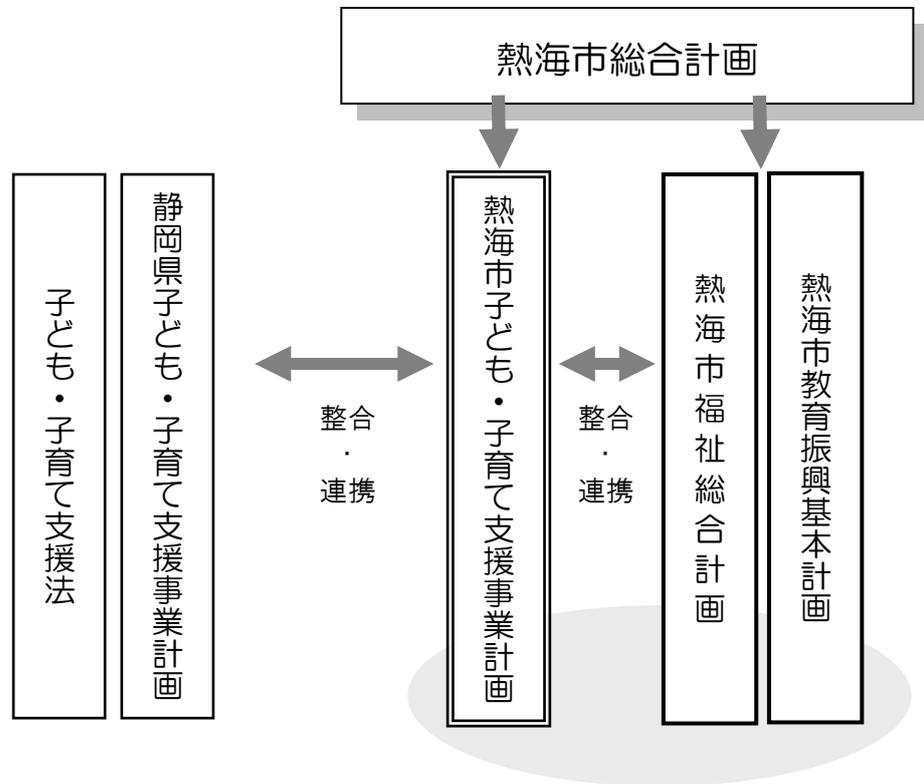
なお、計画は5年を一期とされていることから、平成31年度中に第1期計画の見直しを行い、平成32年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

子ども・子育て支援事業計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
	第1期計画推進期間					見直し年度	第2期計画推進期間			

4. 計画の位置づけ

本計画は、国の基本指針を踏まえ策定するもので、「熱海市総合計画」を上位計画とし、「熱海市福祉総合計画」や「熱海市教育振興基本計画」などの関連計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進していきます。



第2章 熱海市の現状と課題

1. 市勢

本市は、静岡県用最東部に位置し、東は相模灘に面し、三方を箱根山系、天城山系などの山々に囲まれた観光都市です。

北東は千歳川を県境として神奈川県湯河原町に隣接し、南海上には県内唯一の離島である初島があります。

総面積は61.61 k㎡（平成22年10月1日現在）、その約50%が山林であり、急峻な地形であるため、平坦な土地が少なく、市街地は海岸から山腹にかけて階段状に発展しています。

四季を通じて、温暖な気候と豊富な温泉と美しい自然環境に恵まれ、古くから湯治場として全国に知られ、日本でも有数の国際観光温泉文化都市として発展してきました。

また、リゾート地としても人気定着しており、宿泊観光客を含め、多くの来遊客が訪れます。

産業構造は、観光関連の従事者が多く、第三次産業が大半を占めています。

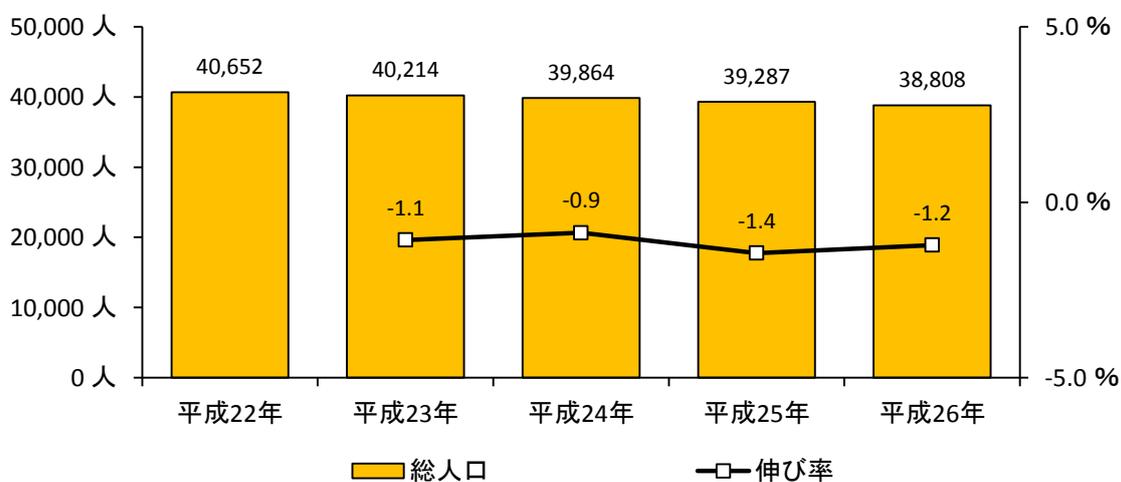
2. 統計資料からみた現状

〔1〕人口

人口の推移をみると、平成22年以降減少しており、平成26年では38,808人となっています。人口の伸び率の推移をみると、平成23年以降、-1.0%前後の伸び率となっています。

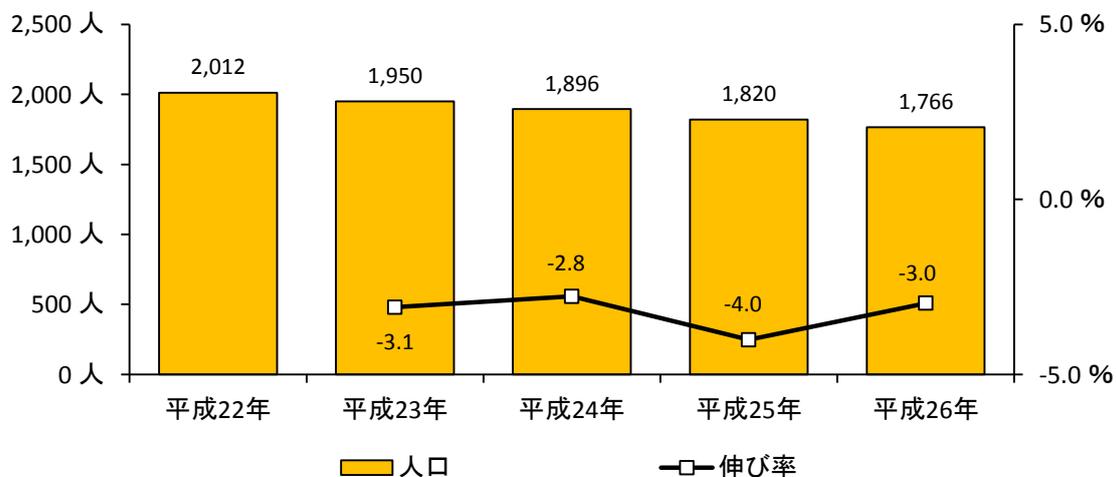
0～9歳の人口の推移をみると、平成22年以降減少しており、平成26年では1,766人となっています。人口の伸び率の推移をみると、平成25年では-4.0%と低くなっているものの、概ね-3.0%前後を推移しています。

人口と伸び率の推移



資料 住民基本台帳

0～9歳 人口と伸び率の推移

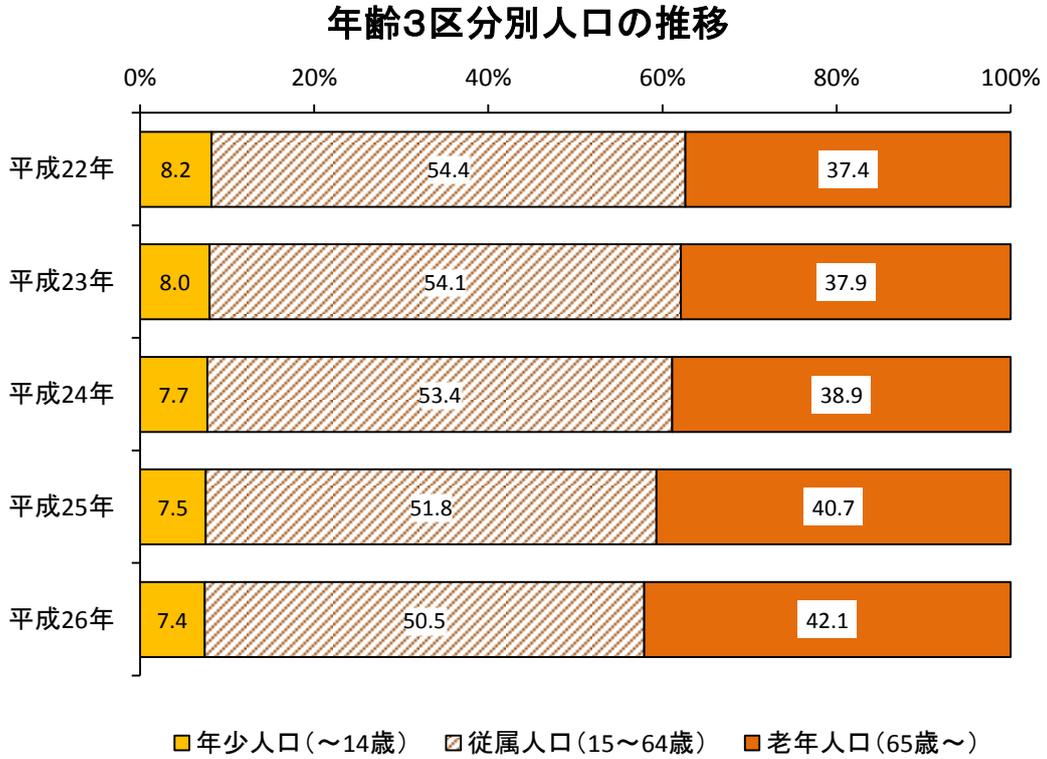


資料 住民基本台帳

〔2〕年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は平成22年以降減少しています。

また、老年人口は、平成22年では37.4%でしたが、平成26年では42.1%と4.7%増加しています。

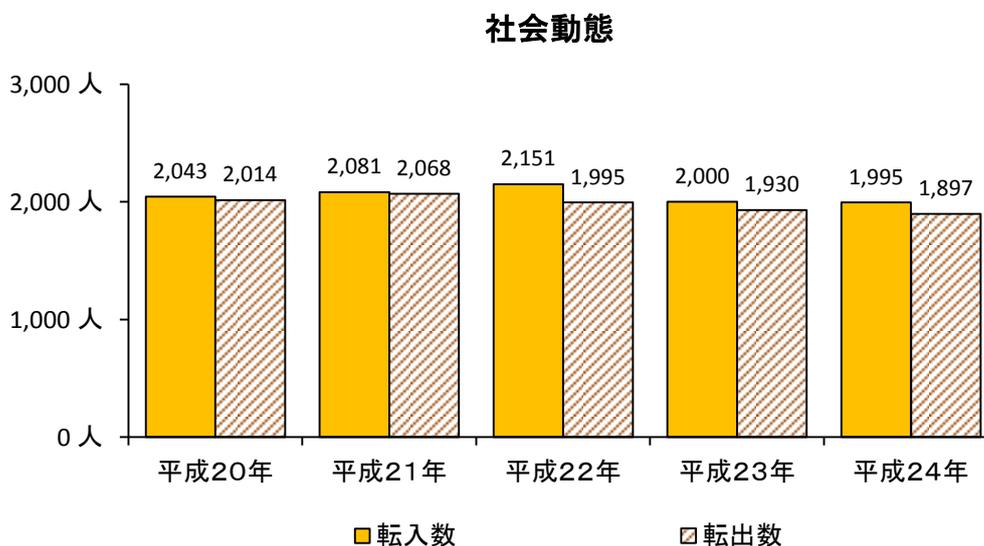
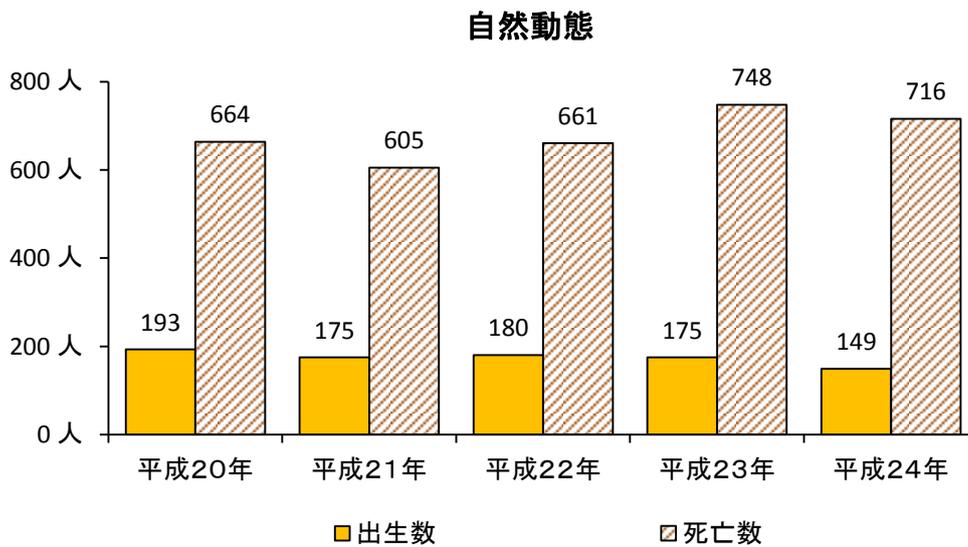


資料 住民基本台帳

〔3〕自然動態・社会動態

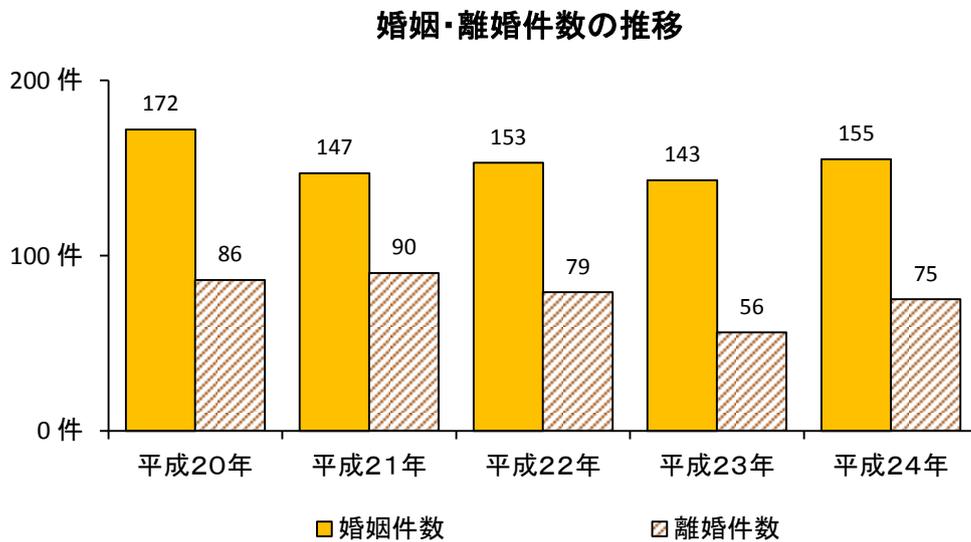
自然動態をみると、出生数は平成21年以降、170人台後半を推移していましたが、平成24年では149人と低くなっています。

社会動態をみると、転入数に比べ転出数がわずかに低くなっているものの、ほぼ同数となっています。



〔4〕 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数の推移をみると、平成20年では172件でしたが、平成21年以降、150件前後を推移しています。離婚件数は平成21年から平成23年にかけて減少したものの、平成24年には75件と増加しています。

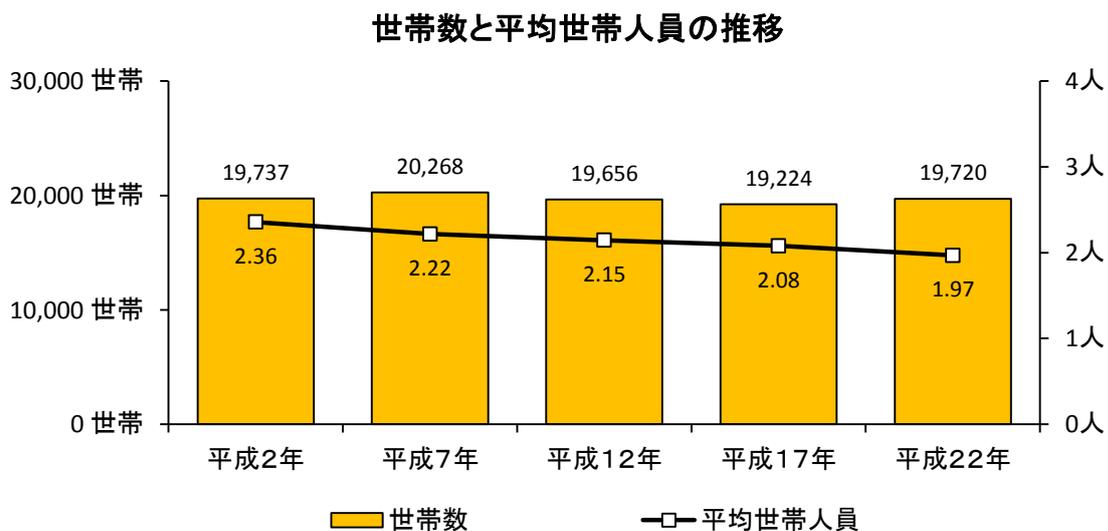


資料 静岡県人口動態統計

〔5〕 世帯数

世帯数の推移をみると、平成12年以降19,000世帯台を推移しています。

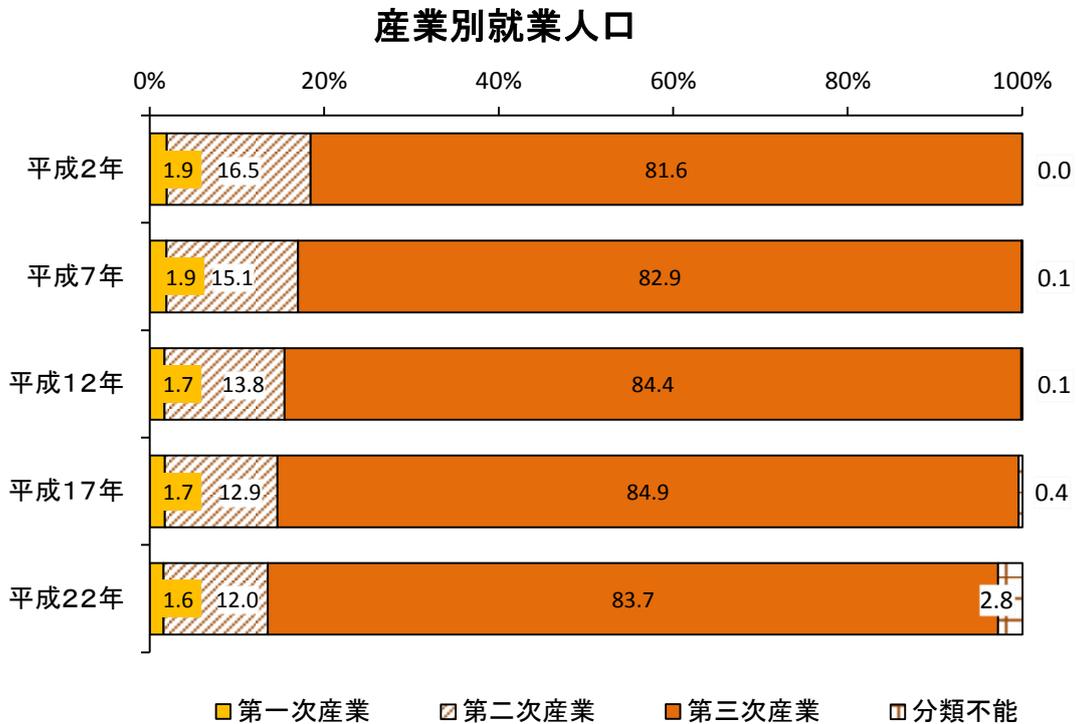
平均世帯人員の推移をみると、平成2年以降減少しており、平成22年には1.97人となっています。



資料 国勢調査

〔6〕産業構造

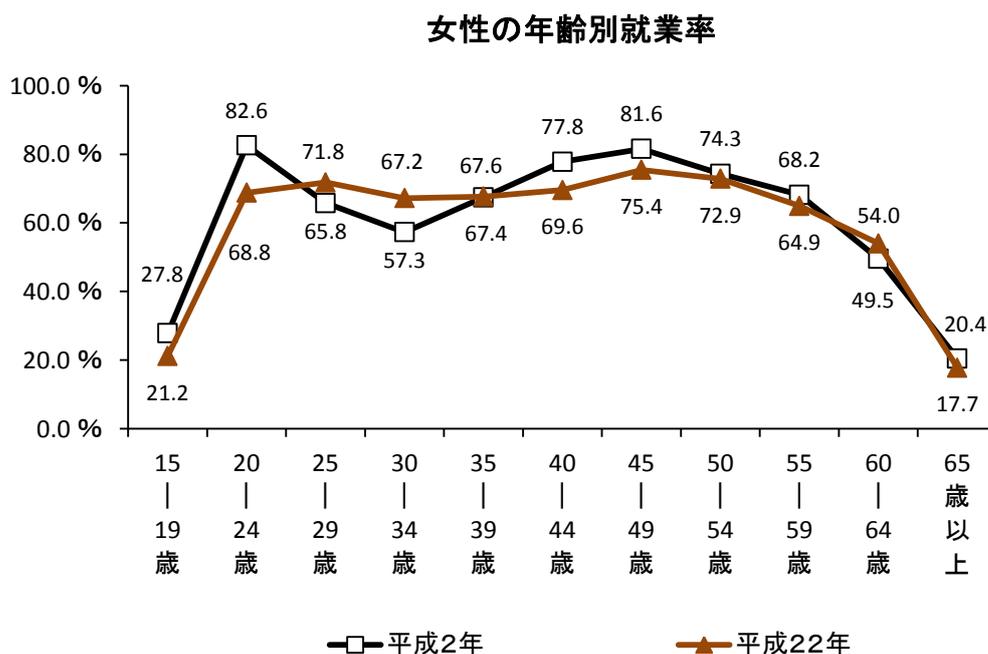
産業別就業人口をみると、平成2年以降、第三次産業が8割以上を占め、最も多くなっています。



資料 国勢調査

〔7〕女性の就業率

女性の年齢別就業率をみると、平成2年に比べ平成22年では、25歳から34歳の就業率が高くなっています。



資料 国勢調査

〔8〕各種手当

児童手当及び児童扶養手当の受給者数は平成23年度を境に減少しています。特別児童扶養手当及び障害児手当は平成21年度以降、40件前後を推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童手当 延べ件数 (件)	27,473	36,166	36,404	34,772	33,547
特別児童扶養手当 (件)	39	41	40	37	39
障害児手当 (件)	43	38	42	40	41

資料 「熱海市の福祉・健康」各年3月31日現在

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童扶養手当受給者数 (件)	320	339	346	323	309

資料 「熱海市の福祉・健康」各年12月31日現在

〔9〕保育園の状況

保育園数は平成21年度以降6園となっており、在園児童数は平成23年度以降、350人台を推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園数 (園)	6	6	6	6	6
在園児童数 (人)	369	334	358	352	352

資料 「熱海市の福祉・健康」各年4月1日現在

〔10〕ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターは平成23年度より実施され、利用状況は平成25年度では102件と平成24年度に比べ増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用件数 (件)	-	-	77	76	102

資料 「熱海市の福祉・健康」各年3月31日現在

〔11〕 地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は3ヶ所で実施されています。

開設場所	所在地	開設日時
熱海子育て支援センター	熱海市上宿町 4-19	月曜～金曜
南熱海子育て支援センター	熱海市上多賀 934-16	月曜～土曜
熱海市親子ふれあいサロン	熱海市中央町 1-26	月曜～金曜 9:30～16:30（祝日～16:00）

資料 「熱海市の福祉・健康」平成25年10月現在

〔12〕 虐待通告件数

虐待通告件数は平成24年度をピークに、平成25年度では減少しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通告件数（件）	3	4	7	7	4
非該当件数（件）	2	0	2	0	2
実件数（件）	1	4	5	7	2
処遇数（件）	1	4	5	7	2

資料 「福祉行政報告例」各年3月31日現在

〔13〕 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの実施個所数は平成23年度に1か所、平成25年度にさらに1か所増設しています。在籍者数は平成22年度以降、190人台を推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数 (か所)	3	3	4	4	5
在籍者数 (人)	202	191	190	196	196
待機児童数 (人)	0	8	7	9	9
エンゼルクラブ (人)	77	74	75	77	77
わくわくランド (人)	73	68	57	55	56
多賀っ子クラブ (人)	52	49	58	54	48
なぎの木クラブ (人)	-	-	-	10	7
富士っ子クラブ (人)	-	-	-	-	8

資料 「熱海市の福祉・健康」各年4月1日現在

クラブ名	開館日時	障害児受入	長期休暇対応	放課後児童指導員(人)
エンゼルクラブ (第一小学校)	平日	可	可	5
わくわくランド (第二小学校)	平日	可	可	7
多賀っ子クラブ (多賀小学校)	平日	可	可	9
なぎの木クラブ (伊豆山小学校)	平日	可	可	10
富士っ子クラブ (保育所)	平日 土曜日 (隔週)	否	可	7

資料 「熱海市の福祉・健康」平成 25 年 4 月 1 日現在

〔14〕 相談事業の状況

7～8か月児相談は平成23年度以降、140人台を推移しています。

幼児健康診査事後相談は、平成21年度以降増加しています。

上段：実施回数、下段：延利用者数

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
7～8か月児相談	12	12	12	12	12
	157	174	143	145	147
乳幼児相談	24	24	24	24	24
	287	371	386	360	354
2歳6か月児歯科相談	6	6	6	6	6
	128	142	124	138	122
幼児健康診査事後相談	-	-	-	-	-
	39	46	46	51	53
親子のふれあい教室	12	12	12	12	12
	127	136	132	87	85
目の相談会 in 熱海	2	3	1	2	2
	5	6	5	5	6

資料 「熱海市の福祉・健康」各年3月31日現在

〔15〕 訪問指導事業の状況

妊産婦訪問指導は平成24年度に減少しているものの、平成25年度では平成23年度と同程度の207人となっています。

乳児（新生児）訪問指導は平成24年度に減少しているものの、平成25年度では211人と増加しています。

乳幼児訪問指導は、平成23年度以降減少しています。

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊産婦訪問指導（件）	225	193	207	182	207
乳児（新生児）訪問指導（件）	217	189	200	188	211
乳幼児訪問指導（件）	68	68	73	71	59

資料 「熱海市の福祉・健康」各年3月31日現在

〔16〕 幼稚園の状況

幼稚園数は平成22年度以降、公立幼稚園のみとなっており、平成25年度の在園児童数は215人となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園数（園）	7	6	6	6	6
在園児童数（人）	226	206	222	234	215

資料 「熱海市幼稚園要覧」各年4月1日現在

〔17〕 小学校の状況

小学校数は平成21年度以降、8校となっており、在学者数は減少しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校数（校）	8	8	8	8	8
1 年生（人）	204	214	175	189	196
2 年生（人）	221	200	211	177	187
3 年生（人）	217	219	205	207	178
4 年生（人）	245	215	211	203	210
5 年生（人）	246	246	216	214	200
6 年生（人）	243	243	241	220	211
合計（人）	1,376	1,337	1,259	1,210	1,182

資料 「学校基本調査」各年5月1日現在

〔18〕 子どもの遊び場の状況（公園）

子どもの遊び場については、以下のとおりです。

公園名称	設備
姫の沢公園	遊具・トイレ・水飲場・ベンチ・駐車場
泉公園	遊具・ベンチ・水飲場
大縄公園	遊具・トイレ・水飲場・ベンチ・駐車場
小山臨海公園	遊具・トイレ・水飲場・ベンチ・駐車場
海浜公園	トイレ・水飲場・ベンチ
サンレモ公園	遊具・トイレ・水飲場・ベンチ
緑ヶ丘公園	遊具・トイレ・水飲場・ベンチ
親水公園	トイレ・水飲場・ベンチ
渚小公園	遊具・トイレ・水飲場・ベンチ

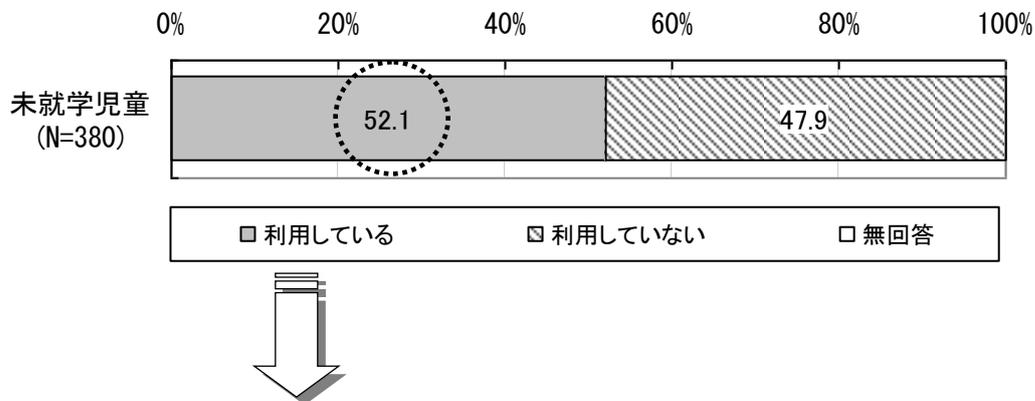
資料 平成 26 年 8 月現在

3. アンケート調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ

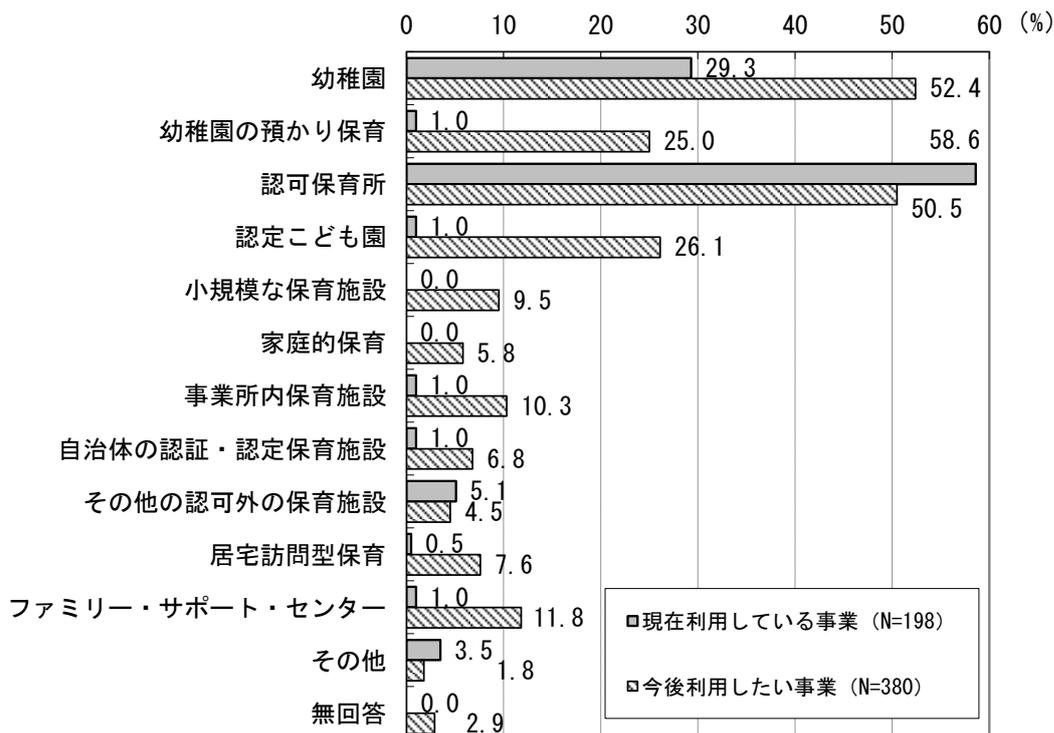
〔1〕 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

平日の定期的な教育・保育施設・サービスの利用割合は52.1%で、そのうち「認可保育所」が58.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が29.3%となっています。一方、保護者が今後利用したい教育・保育施設・サービスは、「幼稚園」のニーズが高く、52.4%となっています。「認可保育所」(50.5%)のニーズは依然高くなっています。

● 平日の定期的な教育・保育事業の利用割合



● 現在利用している教育・保育事業と今後利用したい教育・保育事業

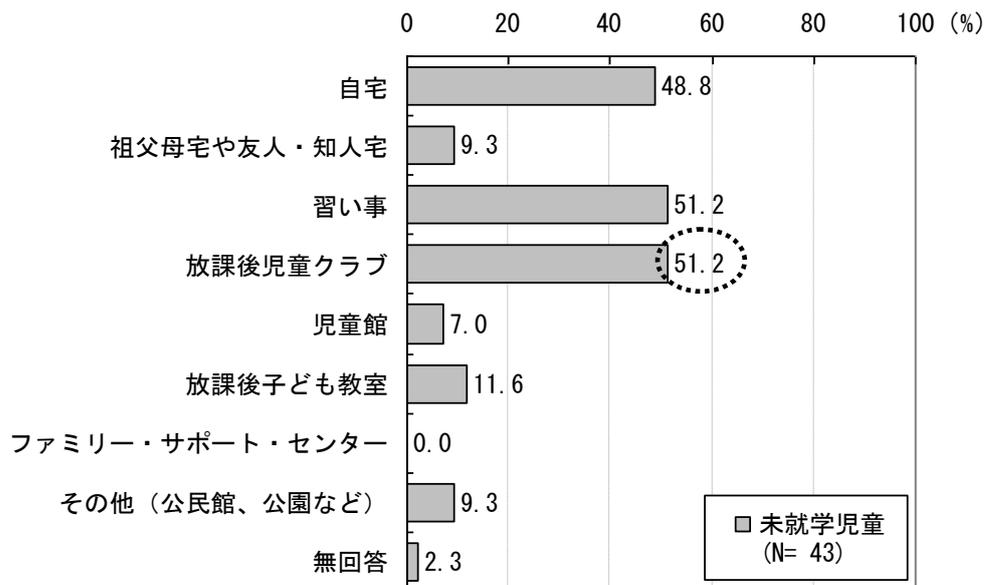


〔2〕地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

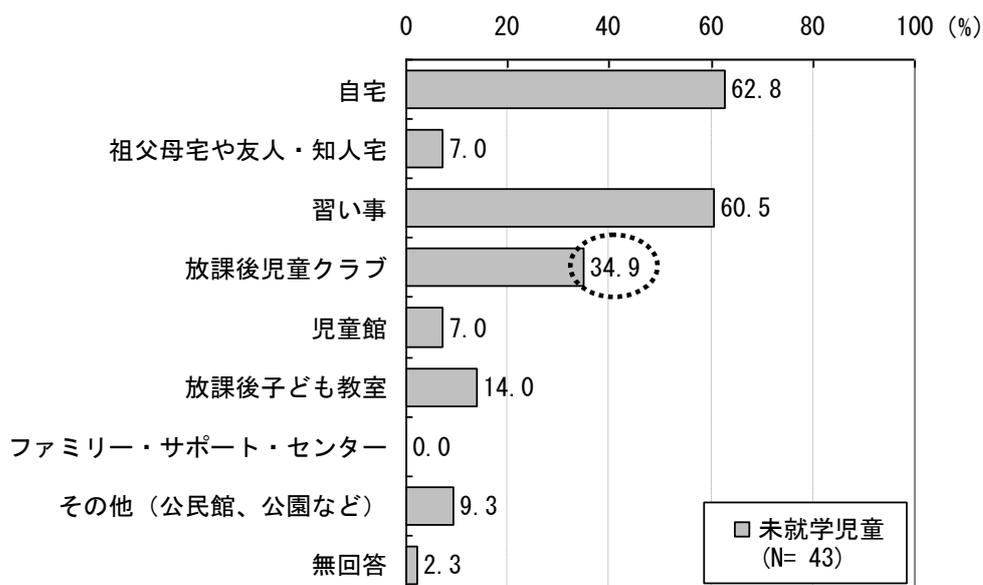
（1）放課後児童健全育成事業

5歳以上の子どもをもつ保護者が望む、就学後の子どもの平日の放課後の過ごし場所として、「放課後児童クラブ」を選択した割合は、小学校低学年時が51.2%となっています。高学年時の「放課後児童クラブ」の希望割合は34.9%と高学年になると放課後児童クラブの利用希望は減り、「自宅」や「習い事」の割合が高くなっています。

●放課後児童クラブの利用ニーズ（低学年時）



●放課後児童クラブの利用ニーズ（高学年時）

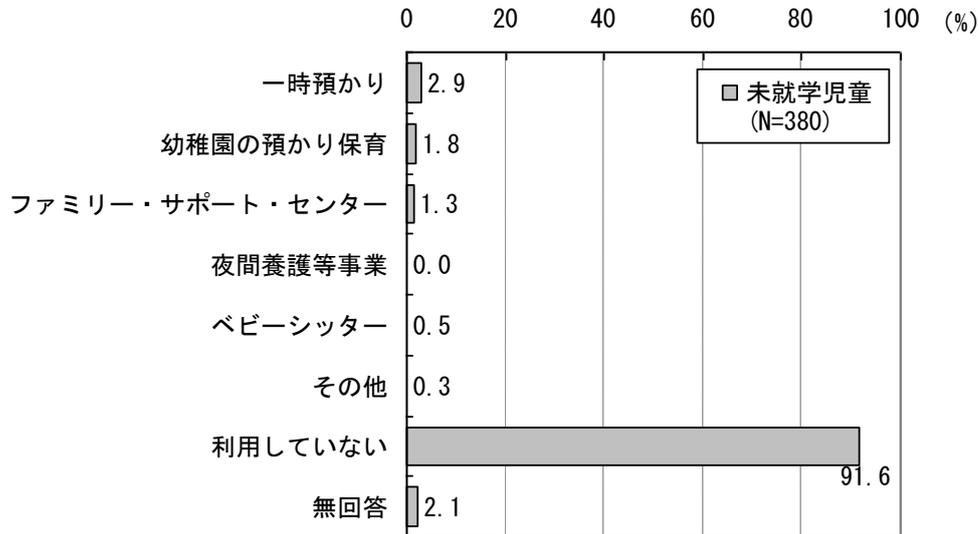


(2) 一時預かり

①利用状況

用事や不規則な仕事等を理由として保護者が利用しているサービスは、「一時預かり」(2.9%)が最も多くなっていますが、「利用していない」(91.6%)が9割を超えています。

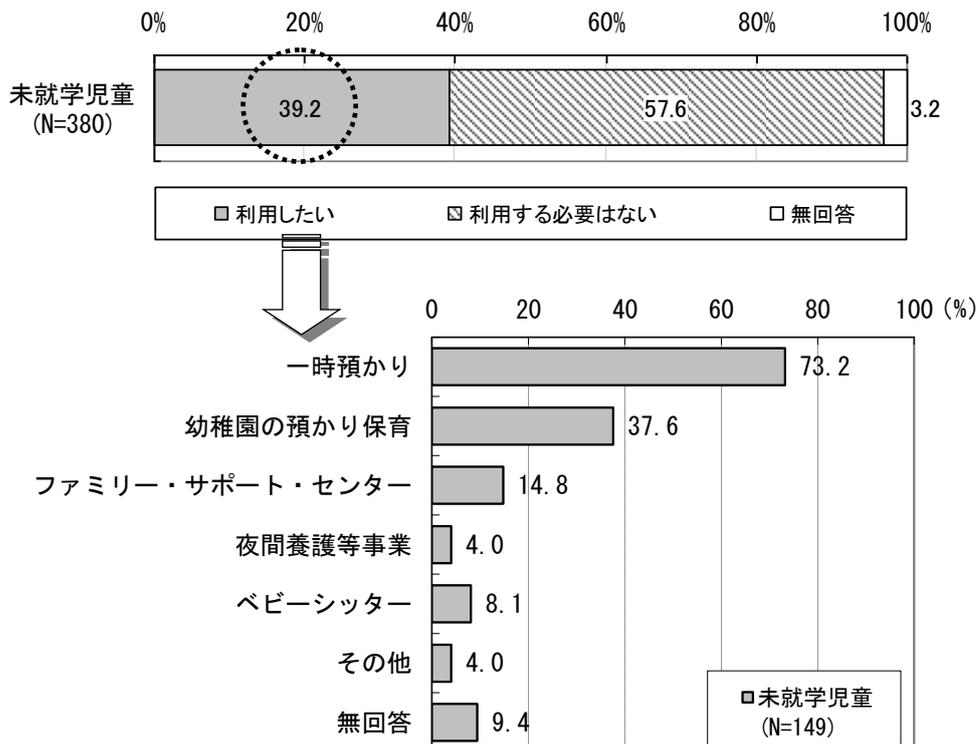
●一時預かりの利用状況



②利用希望

一時預かりの利用希望は全体の39.2%となっています。利用意向のある人の希望する事業形態は、「一時預かり」(73.2%)が7割台半ばを占め最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」(37.6%)などとなっています。

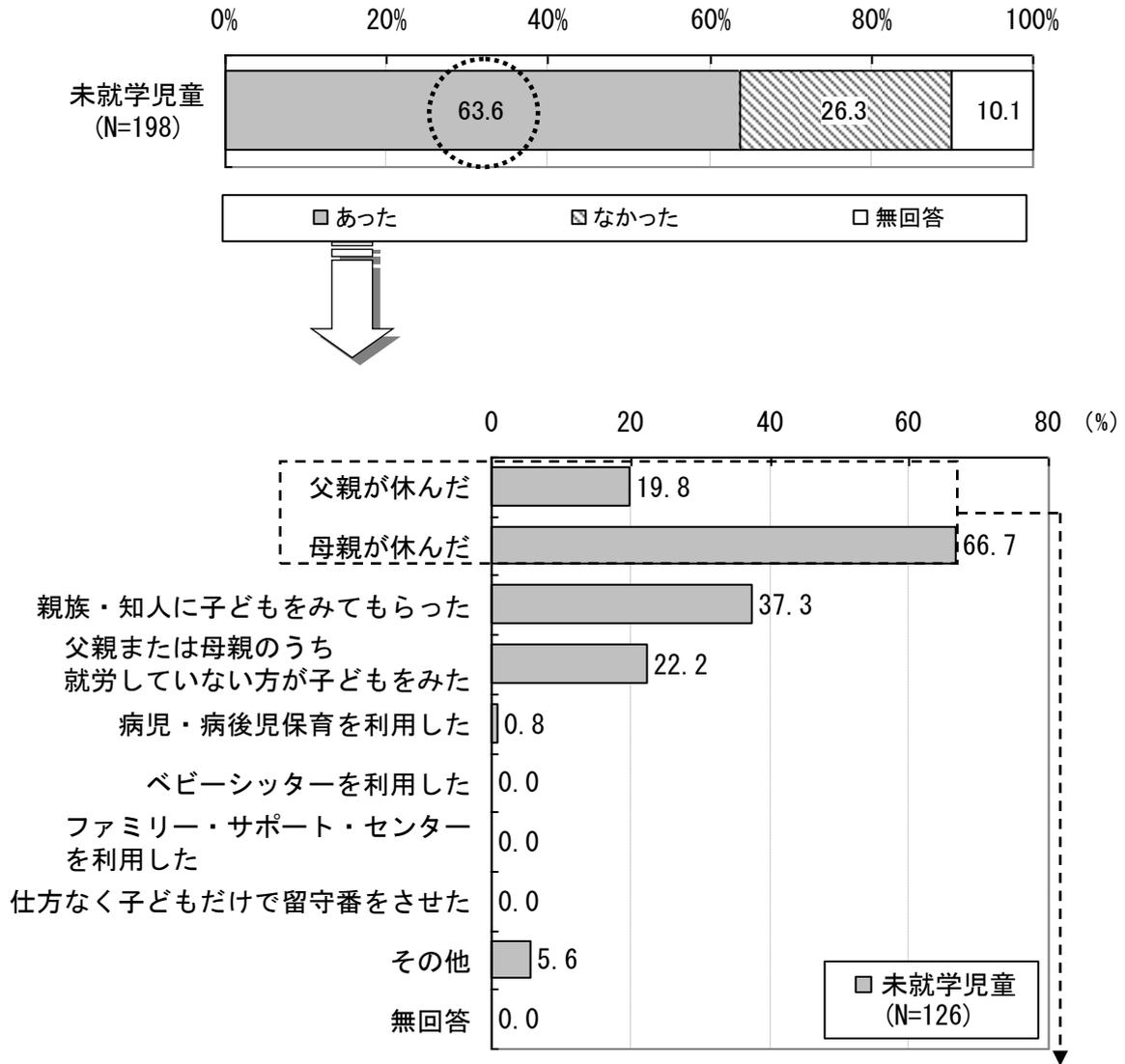
●一時預かりの利用希望率と希望する事業形態



(3) 病児・病後児保育事業（平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ）

教育・保育施設・サービスを利用している保護者の63.6%は、子どもの病気等の理由で施設・サービスを利用できなかったと回答し、そのうち、6割台半ばを占める（66.7%）母親が仕事を休んで対処しています。一方、父親が仕事を休んで対処した割合は19.8%と低く、母親が休んで対処するケースが多くなっています。

●子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無と対処方法

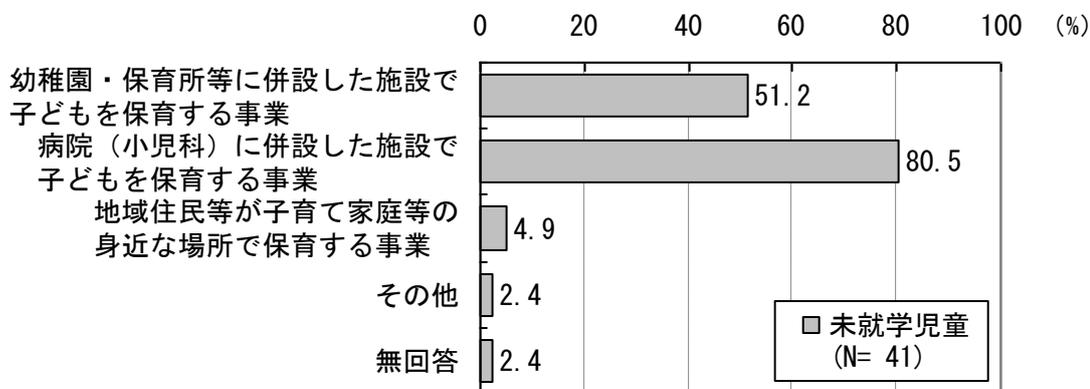
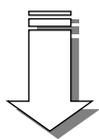
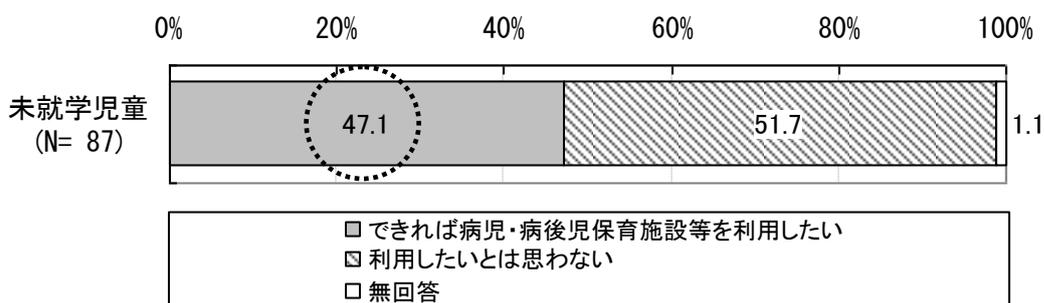


仕事を休んで対処した母親・父親の病児・病後児保育施設等の利用希望は次のページ

父親もしくは母親が休んで対処した人のうち、47.1%は病児・病後児保育施設等を利用したいと回答しています。

また、病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した人の希望する事業形態は、「病院（小児科）に併設した施設で子どもを保育する事業」（80.5%）が約8割を占め、最も多くなっています。

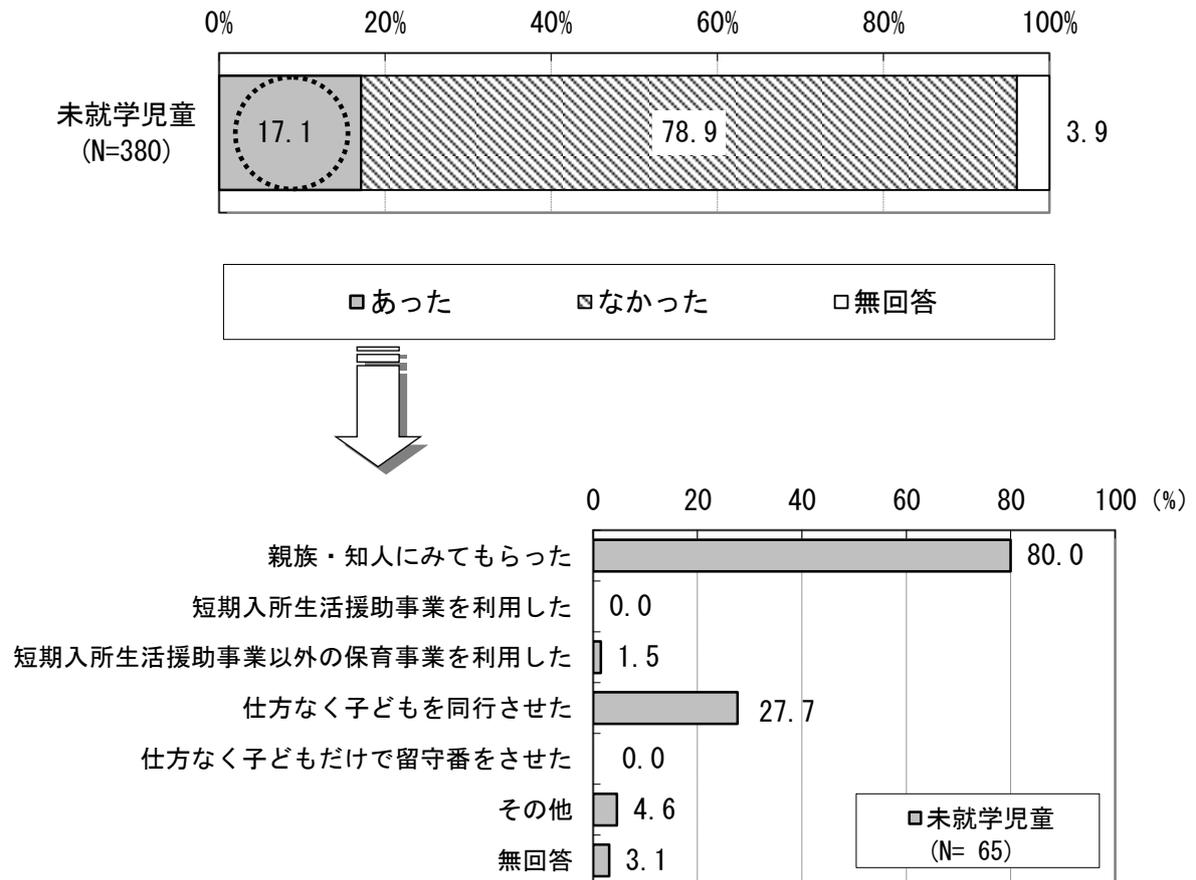
●仕事を休んで対処した母親・父親の病児・病後児保育施設等の利用希望



(4) 子育て短期支援事業

冠婚葬祭や病気など保護者の用事のため、子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けて対処した割合は全体の17.1%で、そのうち80.0%が親族・知人に預けています。

●保護者の用事で、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無と対処方法

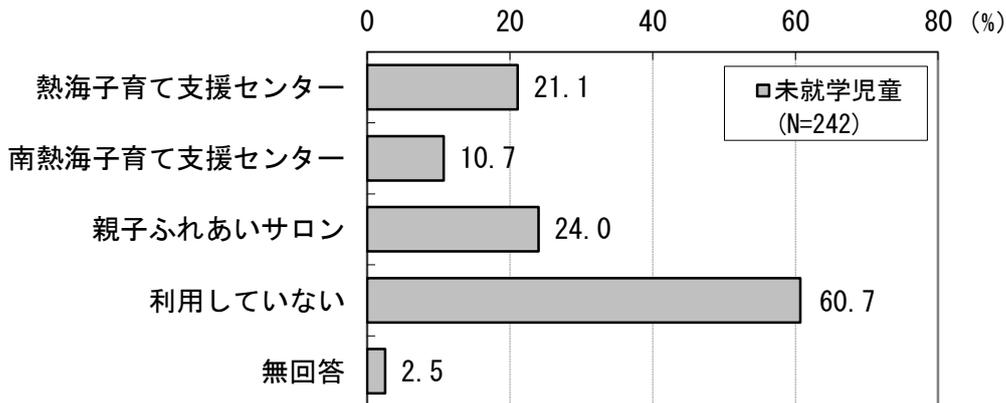


(5) 地域子育て支援拠点事業

①利用状況

熱海市が実施する地域子育て支援事業の利用状況（0～2歳児対象）は、「親子ふれあいサロン」（24.0%）は約4人に1人が利用しています。一方で、「利用していない」（60.7%）は約6割となっています。

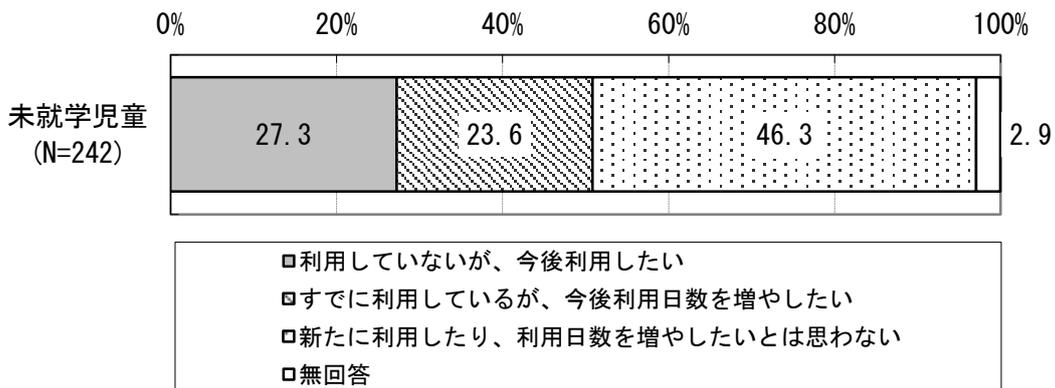
●地域子育て支援拠点の利用状況（0～2歳）



②利用希望

今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」（27.3%）と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（23.6%）がともに2割台半ばを占めており、これらをあわせた利用希望者は50.9%と約半数を占めています。

●地域子育て支援拠点の利用希望（0～2歳）



第3章 熱海市次世代育成支援行動計画後期計画の検証

「熱海市次世代育成支援行動計画後期計画」で定めた目標事業量に対する実績は次のとおりです。

11事業中達成率100%以上の事業は7事業、80%以上の事業は1事業、該当なし「-」は3事業です。

	後期計画目標事業量 (平成26年度)	実績 (平成26年度) 見込み	達成率 (%)
通常保育事業	420人	370人	88.1%
	【3歳未満児:140人】	130人	92.9%
	【3歳以上児:280人】	240人	85.7%
延長保育事業	60人	80人	133.3%
夜間保育事業	0人	0人	-
トワイライトステイ事業	0人	0人	-
休日保育事業	270人	400人	148.1%
	3ヶ所	3ヶ所	100.0%
放課後児童健全育成事業	230人	230人	100.0%
	4ヶ所	5ヶ所	125.0%
一時預かり事業	450日	400日	88.9%
	7ヶ所	7ヶ所	100.0%
病児・病後児保育事業			
《体調不良型》	1,160日	875日	75.4%
	2ヶ所	2ヶ所	100.0%
《病児対応型》	0日	0日	-
	0ヶ所	0ヶ所	-
地域子育て支援拠点事業	3ヶ所	3ヶ所	100.0%
《ひろば型》	1ヶ所	1ヶ所	100.0%
《センター型》	2ヶ所	2ヶ所	100.0%
《児童館型》	0ヶ所	0ヶ所	-
ファミリー・サポート・センター事業	1ヶ所	1ヶ所	100.0%
ショートステイ事業	0ヶ所	0ヶ所	-

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

家庭、地域、教育・保育提供施設、学校、企業、行政などが一体となり、本計画を推進することを目的に、基本理念を設けます。

基本理念の設定にあたっては、これまでの子育て支援施策の継続性の観点から、熱海市次世代育成支援計画で掲げた基本理念を継承することとし、今後も子育て家庭へのあたたかいサポートや、楽しく子育てをすることにより子どもの健全育成につなげ、地域全体で子育て家庭を支えることを基本方針に掲げ、子育て支援施策に取り組んでいきます。

【計画の基本理念】

あたたかく たのしく みんなで子育て あたみ

2. 基本方針

子ども・子育て支援法の趣旨や基本指針等を踏まえた上で、上記の基本理念のもと、次の3つの基本方針を設定し、各種の子育て支援施策を展開していきます。

方針1 あたたかいサポート ～あたたかく受け入れられる子育て家庭～

女性の社会進出や社会情勢に伴い、出産・育児への考え方が変化しているため、それらに対応すべく、子育てしやすい環境づくりを今後も推進していきます。保育園や幼稚園などの教育・保育施設の量的・質的サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の抱える不安や負担感の軽減を目的に、相談支援の拡充や児童手当をはじめとする経済的支援を行います。

方針2 たのしく育ち、育てる子どもたち ～たのしい子育てによる子どもの成長～

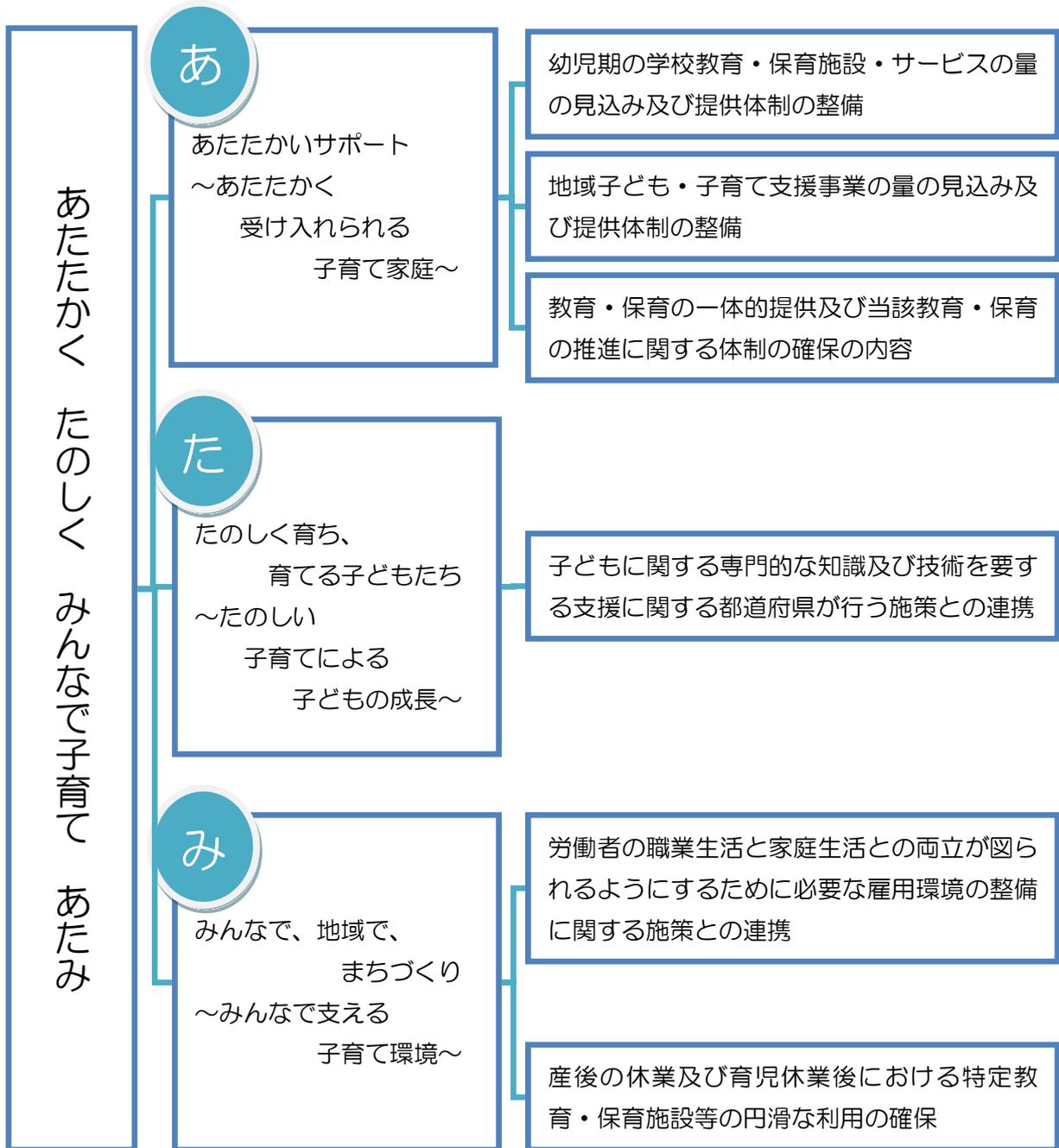
新制度では「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことが基本的な考え方となっています。子どもの多様性を尊重し、個性を伸ばせるまちを目指します。また、社会的な支援が必要な子育て家庭に対する支援を行い、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、施策を推進します。

方針3 みんなで、地域で、まちづくり ～みんなで支える子育て環境～

子どもが健やかに育つためには、社会や地域全体が子どもや子育て家庭に関心を持ち、接することが必要です。男女共同参画の考え方や地域ぐるみでの子育てについて、意識の向上を図るとともに、子どもが様々な世代の人とふれあいながら、のびのびと育つ環境整備を行います。

3. 計画の体系

基本理念	基本方針	具体的な施策
------	------	--------



4. 教育・保育提供区域の設定

〔1〕教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

〔2〕区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

〔3〕本市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では、教育・保育提供区域（基本型）を、市内全域（1区域）に設定します。

また地域子ども・子育て支援事業についても、市内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域（基本型） 地域子ども・子育て支援事業提供区域
熱海市内全域



【教育・保育の提供区域】

事業	区域	考え方	該当項目
教育・保育	基本型	幼稚園については、市内各地に設置されており、保育園においては、自動車を利用すれば概ね20分から30分で利用できる場所に所在しています。本市の地理的条件や勤務地等で居住地以外の保育園を利用するものがあること、幼稚園及び保育園における定員に対する利用人数を勘案し市全域とします。	1.(1) 1.(2) 1.(3)

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業	区域	考え方	該当項目
延長保育事業	基本型	保育園で実施していることから教育・保育にあわせ市全域とします。	2.(1)
放課後児童健全育成事業	基本型	クラブの利用は基本的に小学校区ですが、児童数が極端に少ない小学校が点在する状況、また、富士っ子クラブは校区に関係なく利用できることから市全域とします。	2.(2)
子育て短期支援事業	基本型	利用できる施設等が市内になく、広域利用が想定されるため市全域とします。	2.(3)
地域子育て支援拠点事業	基本型	地域を区切らず広域的な利用形態としているため市全域とします。	2.(4)
一時預かり事業	基本型	保育園及び親子ふれあいサロンで実施していることから教育・保育にあわせ市全域とします。	2.(5)
病児・病後児保育事業	基本型	事業実施の場合、広域利用が想定されるため市全域とします。	2.(6)
ファミリー・サポート・センター事業	基本型	市役所に事務局を設置し、市全体で登録、利用調整を行っているため市全域とします。	2.(7)
利用者支援事業	基本型	市役所や子育て支援センター等での実施が想定されるため市全域とします。	2.(8)
妊婦健康診査	基本型	妊婦検診の受診については、区域の指定はなく市全域の医療機関が対象のため市全域とします。	2.(9)
乳児家庭全戸訪問事業	基本型	市内全域の家庭を対象としているため市全域とします。	2.(10)
養育支援訪問事業	基本型	市役所や子育て支援センター等での実施が想定されるため市全域とします。	2.(11)

【その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業	区域	考え方	該当項目
実費徴収に係る補足給付を行う事業	基本型	保護者の所得に応じて、幼稚園・保育園等に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業であるため、市全域とします。	2.(12)
多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	基本型	民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の活用を促進する事業であるため、市全域とします。	2.(13)

第5章 施策の展開

1. 幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み及び提供体制の整備

〔1〕量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

〔2〕教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 1号認定

【対象】

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	215	245	226	223	211	213
1号認定		214	197	194	184	186
2号認定 (教育ニーズ)		31	29	29	27	27
② 確保の内容						
特定教育・保育		510	510	510	510	510
確認を受けない 幼稚園		0	0	0	0	0
差(②-①)		265	284	287	299	297

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園）は市内に6園あり、定員が510名となっています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用定員総数245人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

【現状と今後の方向性】

現状、在園児数が定員を大きく下回り、待機児童が発生する状況に無いため、定員増加のための施設整備計画はありませが、安全・安心な教育環境を提供できるよう老朽化した施設については環境整備を検討していきます。

今後も、教育の質を向上するため、幼稚園連絡協議会による事業の充実、職員の資質向上に向けた研修を行うことにより各園特色のある教育を実施していきます。

(2) 2号認定

【対象】

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		232	245	226	223	211	214
②確保の内容	特定教育・保育		263	263	263	263	263
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)			18	37	40	52	49

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設（保育園）は市内に6園あり、3～5歳児の定員が265名となっています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用定員総数245人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

【現状と今後の方向性】

現状、待機児童が発生していないため、定員増加のための施設整備計画はありません。

今後も、保育の質を向上するため、職員の資質向上に向けた研修、公私立園長会による情報交換等を行うことにより各園特色のある保育を実施していきます。

また、施設所在地から遠い一部地域においては広域利用の確保に努めます。

(3) 3号認定<0～2歳>

【対象】

3号認定（保育の必要性あり）の0～2歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	120	141	144	132	128	122
0歳児	2	24	22	22	21	20
1・2歳児	118	117	121	110	107	103
②確保の内容	特定教育・保育		156	156	156	156
	特定地域型保育		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
差(②-①)		15	12	24	28	34

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設（保育園）は市内に6園あり、0～2歳児の定員が156名となっています。

量の見込みのピークである平成28年度の必要利用定員総数144人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

【現状と今後の方向性】

現状、年度当初における待機児童が発生していないため、定員増加のための施設整備計画はありません。ただし、年度後半において0歳児を中心に待機児童が発生する状況があるため、これらに対応できるよう保育士の確保に努めます。

今後も、保育の質を向上するため、職員の資質向上に向けた研修、公私立園長会による情報交換等を行うことにより各園特色のある保育を実施していきます。

また、施設所在地から遠い一部地域においては広域利用の確保に努めます。施設所在地から遠い一部地域においては広域利用の確保に努めます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業内容】

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	79	103	99	95	90	90
②確保の内容		103	99	95	90	90
差(②-①)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設等にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用人数103人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【現状と今後の方向性】

現在、民間保育所において午後6時から最長午後8時まで実施しています。

利用希望は年度によりばらつきはありますが、定期的に利用する児童は少ないため、受入不可能となる状況はありません。

今後も継続的に民間保育園を中心に保護者の就労形態にあった延長保育事業が受けられるよう努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	196	305	290	286	280	260
②確保の内容		301	301	301	301	301
差(②-①)		▲4	11	15	21	41

【量の確保方策】

平成 25 年度時点で小学校の余裕教室等を活用し、当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用人数 232 人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【現状と今後の方向性】

市内の小学校 8 校中、4 校の学校施設内で実施するとともに、保育所施設内で校区を指定しないで 1 ヶ所、計 5 クラブで実施しています。

平成 25 年度まで待機児童が発生していましたが、平成 26 年度から新たに学校内に保育室を設置したため、待機児童は 0 となりました。

学校施設内のクラブは平日午後 4 時 30 分まで、保育所施設内のクラブは午後 6 時まで実施しています。また、変則的な運営時間であること等から各クラブにおいて指導員の確保が困難な状況があります。

今後は需要（ニーズ）の動向を見極め、受入れ時間や実施日の拡充について対応していきます。

また、放課後児童クラブの質の安定、向上を図るため指導員が多様な研修を受けることができる環境確保に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業内容】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点での当該事業の実績はありません。

平成27年度以降の量の見込みについても0人日であることから、新たな整備は行わないこととします。

今後も事業の必要性について周辺市町村との連携も視野に入れながら検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	10,407	10,476	10,608	9,840	9,480	9,144
②確保の内容		10,476	10,608	9,840	9,480	9,144
差(②-①)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点で市内3ヶ所で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成28年度の必要利用人回10,608人回に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【現状と今後の方向性】

熱海地区に2ヶ所、南熱海地区に1ヶ所あり、親子が交流するイベント、子育てサークルの支援等を実施しています。利用者の満足度も高いため、今後も継続して内容を充実するとともに、事業所から遠い地域においてもサークル支援を中心に実施していきます。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので保育園等で実施しています。

(ア) 幼稚園（在園児対象型）の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	297	274	271	256	261
1号認定	0	85	79	78	74	76
2号認定	0	212	195	193	182	185
②確保の内容		0	0	271	256	261
差(②-①)		▲297	▲274	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設にて当該事業は実施していません。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用人日297人日及び平成28年度の必要利用人日274人日に対し、現在の供給体制では受け入れが困難であるため、平成29年度より供給体制を整え、量の見込みに対し確保を図ります。

【現状と今後の方向性】

平成29年度の事業開始に向けて、運営方法や利用料、実施時間等の検討を進めます。

(イ) (在園児対象型を除く) 一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	394	1,044	999	958	909	898
②確保の内容		1,044	999	958	909	898
差(②-①)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用人日 1,044 人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【現状と今後の方向性】

通常保育と同様に施設の確保及び職員配置が必要となります。特に保育士確保が課題となっています。

今後も、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などを理由により家庭での保育が困難な児童を中心に、保護者の利用希望に沿った、サービス提供体制に努めます。

(6) 病児病後児保育施設を利用した病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	375	271	260	248	236	234
②確保の内容		271	260	248	236	234
差(②-①)		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点で特定教育・保育施設2園で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用人日271人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【現状と今後の方向性】

現在は多賀保育園及び栄光熱海中央保育園の2施設で実施していますが、在園児が体調不良となった場合の病後児保育(体調不良対応型)で実施しています。

在園児以外の児童を対象とする事業についてはニーズが少なく開設が困難な状況ですが、事業化の可能性を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	平成 25年度 （実績）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	102	100	100	100	100	100
②確保の内容		100	100	100	100	100
差（②-①）		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成 25 年度時点で社会福祉課親子ふれあいサロンが窓口となり当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度から平成 31 年度の必要利用人日 100 人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

【現状と今後の方向性】

現在、援助を受けることを希望する「お願い会員」が 56 名、援助を行うことを希望する「まかせて会員」が 19 名、両方を希望する会員が 12 名となっています。

今後も「まかせて会員」を養成する講座を定期的実施し、「まかせて会員」が増加することにより、身近に利用できる体制づくりを図っていきます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：ヶ所)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成27年度以降、教育・保育施設担当部局にて対応します。

【現状と今後の方向性】

平成26年度より幼稚園・保育園の管理部局を教育委員会に統一したことから、学校教育課で実施します。

(9) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦を対象に、定期的に健康診査を実施することで、急激な母体の変化による異常の早期発見、胎児異常の発見及び異常出産、未熟児発生の予防等を図る事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	149	143	139	133	128
②確保の内容	149	143	139	133	128
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点で健康づくり課にて当該事業を実施しています。

平成27年度以降も担当部局にて対応します。

【現状と今後の方向性】

大半の妊婦が定期的に妊婦健診を受診していますが、一部、定期的に受診しない状況があるため、定期的に妊婦健診を受診するよう保健師からの指導を行います。

(10) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

産婦及び乳児を対象に、保健師や看護師等が家庭を訪問し、妊娠・出産・育児についての相談等を行う事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	149	143	139	133	128
②確保の内容	149	143	139	133	128
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点で健康づくり課にて当該事業を実施しています。

平成27年度以降も担当部局にて対応します。

【現状と今後の方向性】

現在、出生したすべての乳児に対し訪問しています。今後も育児環境（家庭環境・居住環境等）を的確に見極めるよう保健師等のスキルアップを図るとともに、家庭相談員等との連携を密にして必要な支援を行っていきます。

(11) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成25年度時点、母子保健法に基づく訪問指導により同様の対応しているため、養育支援事業としては実施しておりません。また、育児・家事援助の支援は行っていません。

平成27年度以降の量の見込みについて0人であることから、新たな整備は行わないこととします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

【今後の方向性】

事業の必要性、対象者の範囲を検討し、実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等へ民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育等の設置又は運営を促進するための事業

【今後の方向性】

特定教育・保育施設について新たな設置を予定していないため、実施する予定はありません。

3. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について定めます。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策や幼稚園・保育園・小学校との円滑な接続の取り組みについて定めます。

〔1〕認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設ですが、現在、熱海市に認定こども園はありません。

私立の施設については、それぞれの運営方針に基づき運営されていることを考慮し、一律的に認定こども園についての移行を促進することは適当でないと考えます。

公立の施設については、その整備状況を鑑み、今後、幼稚園と保育所について交流を深めていくとともに、認定こども園への移行や設立について検討します。

事業名	事業内容	担当課
幼稚園教諭・保育士交流事業	幼稚園・保育園間の人事異動を実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。	学校教育課
認定こども園の検討	地域の実情や既存施設の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得ながら、施設の整備を検討します。 なお、幼保一体型施設の運営形態については、地域の実情等を考慮するなか、幼保連携型を中心に保育所型、幼稚園型、地方裁量型のいずれかを選択するものとしします。	学校教育課

〔2〕質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

特定教育・保育施設（幼稚園・保育園）については、より質の高い運営ができるよう、人材の確保、育成その他必要な支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業については、妊娠から出産、子育てまで、切れ目の無い支援に取り組めます。

〔3〕幼稚園及び保育園と小学校等との連携

市内の幼稚園、保育園と小学校、放課後児童クラブが連携を一層強化し、一人ひとりの子どもの成長に配慮した切れ目のない支援を行います。

4. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実、児童虐待防止対策の充実等について都道府県が行う施策との連携に関する事項及び熱海市の実情に応じた施策を定めます。

〔1〕ひとり親家庭等に対する自立支援

社会の変化により、熱海市でもひとり親家庭が増えつつあります。ひとり親家庭の子どもも、他の家庭と同じように養育されるよう、幅広い施策を展開していきます。

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当	18歳以下の子ども（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を扶養している母子家庭など、支給要件を満たしている母親、または養育者に対し、心身の健やかな成長に寄与するために支給します。なお、平成22年8月より父子家庭も支給対象となります。	社会福祉課
母子家庭自立支援給付金事業	①母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 20歳未満の子どもを扶養しているなど支給要件を満たす母子家庭の母が就職のため、給付の対象となる教育訓練講座を受講した場合に、支払った受講料に対し一部助成します。 ②母子家庭高等技能訓練促進費支給事業 20歳未満の子どもを扶養しているなど支給要件を満たす母子家庭の母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関に2年以上修業した場合に、生活費の負担を軽減するため訓練促進費を支給します。	社会福祉課
母子家庭等医療費の助成	20歳未満の子どもを扶養している母子、父子家庭や父母のいない子どもの経済的負担を軽減するため、保険診療分の医療費助成を行います。	社会福祉課
母子及び寡婦福祉資金の貸付	子どもを扶養している母子家庭の母や父母のいない子どもに対し資金貸付を行い、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
母子生活支援施設 入所措置	保護が必要とみなされる配偶者のいない女子及びその監護すべき子どもを入所させて、自立促進のためにその生活を支援します。	社会福祉課
交通遺児見舞金等の支給	交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残された18歳未満の交通遺児を扶養する保護者に見舞金等を支給します。支給の種類については、見舞金、入学支度金、修学金、就職支度金があります。	社会福祉課

〔2〕障害児支援施策の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠期・乳幼児期の健康診査の実施やその重要性を啓発します。また、障害のある子どもに対し、関係機関が一体となり各種の施策が行われるよう、療育支援体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援事業等 施設整備事業	障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等について、身近な場所で支援が受けられる体制を整備します。	社会福祉課
妊娠時期の相談事業	母子健康手帳発行時の保健指導から始まり、妊娠期の相談・訪問・両親学級の開催などを通じて、妊婦の心身の安定を図り、様々な不安を軽減し、両親ともに安心して出産の準備ができるように支援します。また、関係部署による情報共有やケーススタディ等を通じて、適切なアドバイスや支援ができるよう体制を構築します。	健康づくり課
乳幼児健康診査・相談事業	発達段階に応じて乳幼児期の身体、精神発達を確認し疾病・発達障害を早期に発見するとともに、正しい生活習慣を早くから身につけるために乳幼児の栄養・発達全般に関する相談体制を充実させるよう努めます。また、家庭児童相談員等との連携を密にし、必要な支援を行います。	健康づくり課
相談支援事業	ゆつくり育つ子どもへの対応として、子どもの発育・発達状況にあわせた適切な療育を推進するため、家庭児童相談員等、関係機関との連携を図り、相談支援事業を行います。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)高機能自閉症児特別支援事業	障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども、保護者一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援について研究します。研修会にあたっては、小中連携や若手教員の参加促進も視野に入れながら実施します。	学校教育課
学習支援対策事業(新1年生・低学年多動児・認定就学者等受入対策事業)	新1年生及び発達障害等により配慮を要する子ども、認定就学者の受入れに伴い、学習面、生徒指導面の支援をするため、補助教員や介助員の雇い上げを行い、子どもの教育環境の改善を推進します。	学校教育課
重度障害児(者)医療費助成事業	重度障害のある子どもが健康保険を利用して診療を受けたときに、自己負担した医療費の助成を行い、障害のある子どものいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
障害福祉サービス事業	障害のある子どもの日常生活や外出時の介助、常に介護している保護者が病気になった場合や休息するために、居宅介護や行動援護、短期入所、児童デイサービスなどニーズに応じたサービスの提供に努めます。	社会福祉課
地域生活支援事業	地域で生活する障害のある子どものニーズを踏まえ、日常生活用具の支給や社会に適應するための日常訓練を行うなど、関係機関と連携し、地域の実情に応じた支援を行います。	社会福祉課
補装具の給付	障害のある子どもの身体機能の障害を補い、日常生活の助長を図るため、座位保持装置や車椅子などの装具類を給付することにより、障害のある子どもと保護者の生活環境を整えます。	社会福祉課
保育園や放課後学童保育クラブにおける障害児の受入れ推進	軽度の障害のある子どもの保護者が、就労等により保育に欠ける場合など保育園や放課後児童クラブで障害のある子どもの受け入れを推進するとともに、子どもたちの健やかな心身を育むことを目指します。また、保育園においては保育士の確保に努めます。	社会福祉課 学校教育課
特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障害のある20歳未満の子どもを監護している父母または養育者に対して、その子どもの生活向上に役立てることを目的に支給します。	社会福祉課

〔3〕児童虐待やいじめ防止対策の充実

近年、子育てにストレスを抱えながらも身近に頼れる人がおらず、児童虐待に至ってしまうケースが増加しています。また、いじめや非行などの問題も根強く残っています。こうした問題に対し関係機関が連携し、個々のケースについて適切な対応を図っていく必要があります。

事業名	事業内容	担当課
教育相談の実施 (ふれあい電話)	子どもや保護者からの子育てに関する相談や、子どもの発達・不登校・集団不適應など、子どもの家庭や学校での生活に関する相談、非行傾向や家庭内暴力などの子どもの問題に関する電話相談、面接相談を実施し、適切なアドバイスをします。また、広報誌を定期的に発行し、活動内容の周知を行い、利用しやすい環境を整備します。	生涯学習課
周産期からのサポート体制	妊娠時期から、多胎妊娠を始めハイリスクの妊婦に対し、産前産後において母子ともに健全に過ごせるようにサポートを強化します。また周産期連絡会に出席し、関係機関との連携を図り、継続的に支援します。	健康づくり課
乳児全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	出産直後から4か月までの期間に家庭訪問をし、新生児の発育・発達を確認するとともに、育児の不安や疑問を軽減できるように情報提供します。また、家庭児童相談員等との連携を密にし、必要な支援を行います。	健康づくり課
家庭児童相談室	専門の家庭相談員を配置し、要保護児童の発見・早期対応に努めるとともに、子どもを取り巻く様々な問題について依頼者からの相談を受け、助言や支援を行います。また、必要に応じて東部児童相談所と連携を図り、児童福祉施設を紹介・入所保護を実施します。	社会福祉課
要保護児童対策地域協議会	地域社会や関係機関との連携を図り、児童虐待の防止のため早期発見、早期対応により虐待を受けた子どもとその家族を支援します。要保護児童対策地域協議会を基盤に諸問題の解決策を検討します。	社会福祉課
スクールカウンセラーの設置	いじめや不登校等の子どもの問題行動に対応する取り組みを推進します。諸問題を抱えた子どもへのカウンセリング等を通して、心のケアの充実を図ります。今後、全小学校・中学校への配置を目指します。	学校教育課

5. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、熱海市の実情に応じた施策を定めます。

〔1〕男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加している現在、子育てと仕事の両立には夫婦間での協力のほか、企業の理解や支援も必要不可欠です。出産後、育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及や事業所への啓発を行います。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画社会の推進	「熱海市男女共同参画推進条例」に基づき、子育てや家事などの家庭責任を男女がともに担い、支えあうことができる環境づくりをめざし、情報誌の発行や講演会・講座開催などによる意識啓発を行います。	協働環境課
両親になる人への相談支援	母子健康手帳交付時に相談先の案内をします。父母になる前後の夫婦を対象に、悩みや不安の解消の支援をします。	健康づくり課
両親学級・パパママクラス(土)の開催	夫婦が協力して子育てを行うために、妊娠期から意識づけや育児に対するアドバイスなど、知識の普及を行います。	健康づくり課
多様な働き方への支援	家事・出産・子育てなどにより就業を継続することが困難にならないよう、勤務時間の配慮やパートタイム就労者の待遇改善を図ります。また、妊娠中や子育て中の女性が安心して働ける環境づくりなどについて、事業所への啓発や広い分野からの情報提供に努めます。	観光経済課

6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の計画的な整備等、熱海市の実情に応じた施策を定めます。

熱海市においては、年度途中で育休・産休から復帰する際の施設受け入れ体制を整えるため、保育士等の確保に努めます。

7. その他の子育て支援事業（次世代育成支援行動計画を引き継ぐもの等）

少子化による同世代との交流や異世代との交流の減少、遊び場の不足を解消させ、豊かな人間性を身につけるための環境の整備を行います。

〔1〕子どもの遊び場の確保と居場所づくり

子どもが心身ともにたくましく、のびのびと育つよう、地域の人材を活用した子どもの居場所づくりや公園など、子どもが集まる場所の整備・維持管理に努めます。

事業名	事業内容	担当課
遊び場の充実	市内の各公園について、子育て世代のニーズにあうよう、利用する子どもの年齢等にあわせた遊具の充実に努めます。また、室内での遊び場の必要性について検討します。	都市整備課 社会福祉課
学校施設の地域開放 (小中学校・グラウンド・プール)	学校施設の開放により、学童野球、ジュニアバレーボール、少年サッカーなどのスポーツ少年団活動の活性化を目指し、子どもがたくましく生きるための健康増進及び体力づくりを推進します。	健康づくり課
放課後子ども教室推進事業	小・中学校において、子どもたちの放課後の安全で健やかに育まれる居場所づくりを推進するために、放課後に学習支援等を行います。また、公民館等での実施や地域の人材を活用した教室の開催を目指します。	生涯学習課

〔2〕安全・安心のまちづくり

近年、子どもを対象にした凶悪犯罪の増加や交通事故などが後を絶ちません。こうした犯罪等から子どもを守るため、子ども自身への啓発はもちろんのこと、市民全体の防犯意識の高揚を促し、地域が一丸となって子どもを見守る環境を整えます。

事業名	事業内容	担当課
携帯用防犯ブザーの配布	小・中学校において、子ども及び教職員へ防犯対策のため、携帯用防犯ブザーの配布を実施します。安全安心の観点から効果は十分にあり、今後も継続して実施します。	学校教育課
防犯訓練・実地訓練の実施	不審者の侵入などに備え、保育園、幼稚園、小・中学校において子どもの安全を守るため、警察と共同で防犯訓練を実施します。危機管理の意識の向上を図り、あらゆる安全対策を検討します。	学校教育課
「子どもを守る家」事業	各地区青少年健全育成会などでは、子どもたちが危険な目に遭った場合に避難する緊急避難場所として「子どもを守る家」事業に取り組んでいくとともに、学校等への周知を図ります。	生涯学習課
犯罪情報に関する情報提供	関係機関との犯罪情報の共有により、メール配信などにより、犯罪情報の提供を図ります。	危機管理課
交通診断	交通事故発生ヶ所を検証し、事故防止の安全対策を実施します。併せて信号機の移設、横断歩道の改良、路面改修、安全標識の設置も行います。	危機管理課
交通教室の開催	園児・児童を対象に交通ルール・マナーの指導を行います。	危機管理課
チャイルドシートの貸付	自家用車で外出など、チャイルドシートが緊急に必要な場合、乳幼児の安全のため短期間の貸出しを行います。	危機管理課
交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会の開催	小学6年生の交通安全リーダーが通学時の危険ヶ所を抽出し、父母による交通安全を語る会において、通学路などの危険ヶ所を認識し、事故防止を図ります。交通安全指導員の歩行指導による事故防止、交通指導員による通学路の歩行指導も行います。	危機管理課
通学路の安全点検	小学6年生の交通安全リーダーや警察、市などの連携により、学校入口の横断歩道のストップマーク張り付けなど、安全歩行の確保、新入学児童への下校指導により、事故防止を図ります。	危機管理課

〔3〕子育て世代に対する費用負担の軽減

ゆとりある家庭の中で子どもがのびのびと育つよう、子育て家庭に対し費用面での支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子どもを対象に、児童手当を支給します。	社会福祉課
こども医療費助成制度	子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、中学校3年生までの子どもを対象に完全無料化を継続実施します。	社会福祉課
幼稚園・保育園の保育料の負担軽減	新制度における国の定める所得に応じた水準を限度として、子育て世代の経済状況に配慮した保育料の設定について検討します。	学校教育課

〔4〕子育て情報の発信

すべての子育て家庭への支援の観点から、子育て支援サービスや保育サービスなど、子育てに関する適切な情報を提供することで、各家庭の実情に応じたサービスを選択できるような環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	主管課
子育て情報の発信の充実	子育て支援サービス、保育サービスなどの情報を効果的に提供するため、これまでの広報あたまや熱海市ホームページに加え、携帯端末での利用やメール配信等による情報提供の充実を図ります。	社会福祉課
幼稚園未就園児をもつ家庭への情報提供	幼稚園への体験入園や各種行事への招待、各園の紹介ホームページの更新等を行うなど、積極的な情報の提供に努め、子育ての不安を解消し、子育て家庭への支援と家庭教育の充実を図ります。	学校教育課

〔5〕知・体・心の充実

少子化による同世代との交流や三世代家族の減少による異世代との交流の減少、遊び場の不足、教育に関する悩みなど、子育て家庭は様々なことに対して不安を抱えています。

こうした状況に対して、あらゆる方面からきめ細やかに対応し、子育て環境を整備することで、将来にわたって、豊かな人間性を身につける基盤を形成します。

事業名	事業内容	主管課
ブックスタート事業	絵本を読み聞かせることにより、子どもの言葉と心を育むとともに、絵本を介して親子が安らぎの時間をもつことを目的に、7～8か月児相談時にブックスタート・パックを配付し、絵本を開く楽しみを伝え、親子のふれあいを支援します。	図書館
外国語指導講師派遣事業	小学校の外国語活動や中学校の英語授業において、教員とともにチームティーチング方式で授業を進めていくことで、子どものより一層のコミュニケーション能力等の向上を図ります。また、総合的な学習の時間等における国際理解教育でも効果的に活用していきます。	学校教育課
学校図書館司書派遣事業	学校図書館運営をスムーズに行い、子どもの読書活動や調べ学習活動の強化、充実を図ります。	学校教育課
子どもの祭典	熱海市子ども会育成指導者連絡協議会(市子連)が、縄跳び決勝大会と併せドッチビー大会などの子どもまつりを開催し、子どもの体力増進やふれあいを図ります。	生涯学習課
総合型地域スポーツクラブの創設・整備及びスポーツ指導者の育成	各地域の実情を把握し、それぞれの特色を活かした「熱海型」の総合型地域スポーツクラブの立ち上げを支援し、幅広い年齢層の人が利用できるスポーツ環境の整備と指導者の育成を図ります。そのために、地域住民が主体となって運営し、いつでも、いつまでもスポーツを楽しめることを目的とした総合型地域スポーツクラブの必要性について啓発していきます。	生涯学習課
学校施設の地域開放 (小中学校・グラウンド・プール)	学校施設の開放により、学童野球、ジュニアバレーボール、少年サッカーなどのスポーツ少年団の活動の活性化を目指し、子どもがたくましく生きるための健康及び体力づくりを推進します。	生涯学習課
一貫した食育の推進	熱海市食育推進計画に基づき、各団体で取り組まれている食育推進活動を総合的かつ計画的に実施します。また、関係機関との連携を強化し、それぞれの時期に合った適切な食生活指導を行い、家庭での食育を進める力を高めます。	健康づくり課 学校教育課

事業名	事業内容	主管課
食育推進のためのサポート体制の整備	適切な食事の摂取を推進する食生活推進員の育成をし、その地域組織である「熱海市健康づくり食生活推進協議会」の活動を支援し、市民による自主的・相互的な活動の環境づくりをします。	健康づくり課
食育安全教室	子どもの頃から食育について考える習慣を身につけ、食の安全に関する知識や食品を選択できる知識を養うための食育活動を推進します。	学校教育課
青少年健全育成会実践活動	講演会や音楽祭、青少年褒賞活動、作文、標語の表彰などを通じて青少年健全育成の意識高揚を図ります。	生涯学習課
インリーダー講習会の開催	熱海市子ども会育成指導者連絡協議会(市子連)では、市内小学校3年生～6年生を対象に課外活動、料理づくり、クラブなどの講習を通して単位子ども会のリーダー養成を推進します。	生涯学習課
地域の青少年声掛け運動	青少年健全育成市民会議会員、補導員、小・中学校・高等学校の関係者が参加し、各地域の青少年にあいさつなど声掛けを行うことで、青少年のコミュニケーションを促し、健やかな成長を支援します。	生涯学習課
卒業記念音楽鑑賞会の実施	小学校卒業を記念し、生の音楽を鑑賞する体験を通して、音楽のもつ美しさや演奏家として芸術の道を求め続ける厳しさに触れ、子どもの豊かな感性や情操を養う機会とします。	学校教育課
市内小中学校音楽発表会の開催	音楽学習の成果の発表し合い、音楽表現による感動を体験することで、子どもの感性を育成する一助とします。互いの指導成果を発表しあうことや、講師の指導を受けることで音楽指導への研修を積む機会を設けます。	学校教育課
幼稚園と小学校との連携強化	幼稚園から小学校への入学を円滑に進めたり、3歳から12歳までの子どもの成長過程を、幼稚園、小学校の教員が互いに見守ったりできるよう、幼稚園と小学校の連携をさらに深めていきます。	学校教育課

〔6〕学校を中心とした地域子育て支援

有害チラシの撤廃などの環境浄化活動により、青少年への有害情報の流出を抑え、街頭補導によって少年非行を防止するなど、青少年の健全育成を図ります。

また、こうした活動を通して、地域の子育ての良好な環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	主管課
学校評議員制度の導入	各校に3名の学校評議員を委嘱し、校長への意見具申を依頼します。学校が地域や家庭との連携を強め、子どもたちの成長をより良く指導・支援していくための開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課
幼稚園児の地域行事参加	各幼稚園の地域行事への積極的な参加により、地域との連携を図り、地域の子育て力の向上を目指します。	学校教育課
立入調査の実施	県委嘱立入調査員及び警察署、警察協助手、少年補導員により、熱海駅などの繁華街のカラオケ店、書店、パチンコ店、コンビニエンスストアなどで立入調査を実施し、青少年の健全な育成を図り、良好な環境の整備を目指します。	生涯学習課
環境浄化活動の実施	有害図書類自動販売機、有害チラシなどを発見した場合、関係機関、団体と連携して撤去に取り組みます。	生涯学習課
街頭補導の実施	教育委員会委嘱の補導員による街頭補導を実施し、少年非行の未然防止に努めます。	生涯学習課

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

子ども・子育て新制度や多様な支援についての市民の理解を深めるとともに、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、市全体へ周知し、子育て支援を必要とする人のみならず市民全体に十分な情報が提供されるよう、広報あたま、熱海市ホームページなどを通じた広報・啓発活動を行います。

2. 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、社会福祉課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会や企業などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

3. 進捗状況の評価・進捗把握

計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

また、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

参考資料

1. 熱海市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	開催事項	検討内容等
平成 25 年 11 月 18 日	第 1 回子ども・子育て会議	委嘱状交付 新制度及び計画の概要 策定スケジュール 調査票の検討
平成 25 年 12 月 5 日 ～平成 25 年 12 月 20 日	子ども・子育てに関する アンケート調査実施	就学前児童：841 名対象 小学生：200 名対象
平成 26 年 3 月 19 日	第 2 回子ども・子育て会議	アンケート調査結果報告 量の見込みについて 教育・保育提供区域について 就労下限時間の設定について
平成 26 年 9 月 2 日	第 3 回子ども・子育て会議	計画書素案について
平成 26 年 12 月 2 日	第 4 回子ども・子育て会議	素案承認

2. 熱海市子ども子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、熱海市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に招集される子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。

3. 熱海市子ども子育て支援事業計画策定委員名簿

	氏 名	種 別	役 職 等
1	石井 倭雄	学識経験者	元市立学校長
2	小泉 明美	従事者（保育園）	市立和田木保育園園長
3	二見 一輝瑠	子どもの保護者	私立富士保育園児童保護者
4	渡辺 雅美	従事者（幼稚園）	熱海市立多賀幼稚園園長
5	酒井 裕司 ^{※1}	子どもの保護者	熱海市立幼稚園PTA連絡協議会会長
6	五十嵐龍彦 ^{※2}	子どもの保護者	熱海市立幼稚園PTA連絡協議会会長
7	馬場 峰俊	従事者（放課後児童クラブ）	エンゼルクラブ代表（第一小学校区）
8	正木 夕子	子どもの保護者	多賀っ子クラブ児童保護者
9	西島 美智子	地域子育て支援拠点事業従事者	熱海子育て支援センター保育士
10	小松 久男	事業主関係者	熱海商工会議所専務理事
11	加藤 忠弘	行政代表	熱海市健康福祉部長
12	市川 幹夫 ^{※1}	行政代表	熱海市教育委員会事務局次長
13	小山 隆義 ^{※2}	行政代表	熱海市教育委員会学校教育課長

※1：平成26年3月31日までの任期

※2：平成26年4月1日からの任期